

落札後の手続き

鹿児島市交通局インターネット公売における落札後の手続きについて説明します。

1. 鹿児島市交通局連絡先へご連絡ください。

1. 入札期間終了後、鹿児島市交通局が最高価申込者（落札者）となった方に落札した物品の売却区分番号、鹿児島市交通局連絡先などのご案内を電子メールにて送信します。

（注意）この電子メールは入札終了日に送信します。

入札したKSI官公局オークションのログインIDでログインした物品詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、同じ画面で落札後の連絡先を確認しご連絡ください。

2. メールに記載された鹿児島市交通局連絡先にご連絡ください。

鹿児島市交通局職員に売却区分番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを連絡してください。

買受代金の納付方法など今後の手続きについて、鹿児島市交通局職員がご説明いたします。

3. 最高価申込者ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や物品の引き渡しを受ける場合は『5 代理人が落札後の手続きを行う場合』を参照ください。

2. 買受代金の納付

1. 納付していただく金額（買受代金）

$$\text{買受代金} = \text{落札価額} - \text{入札保証金額}$$

2. 代金納付期限までに買受代金全額の納付を鹿児島市交通局が確認できることが必要です。
3. 代金納付期限は、鹿児島市交通局から送信する電子メール又は物品詳細画面でご確認ください。
4. 代金の納付方法は次のとおりです。

ア. 銀行口座への振り込み

振込先口座は鹿児島市交通局から送信する電子メールでご案内します。

（注意）振込手数料は、落札者の負担となります。

イ. 現金書留での送付（買受代金が50万円以下の場合に限ります。）

郵送料などは、落札者の負担となります。

ウ. 郵便為替による納付郵便為替により買受代金を納付する場合、郵便為替証書は、

発行日から起算して175日を経過していないものに限りです。

エ. 鹿児島市交通局に直接持参

銀行振出の小切手は、鹿児島手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限りです。

受付時間は、午前9時から午後5時までです。（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除きます。）

5. 買受代金納付期限までに鹿児島市交通局が買受代金全額の納付が確認できない場合、その財産を買い受けることができなくなり、事前に納付された入札保証金は没収し、返還しません。
6. 落札者ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や物品の引き渡しを受ける場合は『5 代理人が落札後の手続きを行う場合』を参照ください。

3. 必要書類の提出など

1. 次の書類を鹿児島市交通局に提出してください。

必要書類の提出先は、入札期間終了後に鹿児島市交通局が送信する電子メールでご確認ください。

ア. 鹿児島市交通局が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの

イ. 契約書（ご案内を差し上げる際にメールで送信します。）

イ. 保管依頼書（買受代金納付時に物品の引き渡しを受けない場合）

ウ. 送付依頼書（送付による物品の引き渡しを希望する場合）

（注意）「保管依頼書」、「送付依頼書」をダウンロード・印刷し、記入、押印してください。

2. 必要書類は、書留郵便などによる郵送（郵送料は落札者の負担となります。）又は直接鹿児島市交通局に持参してください。

なお、落札者本人が鹿児島市交通局に来局する場合は、次の書類をお持ちください。

ア. 落札者が個人の場合、マイナンバーカード、運転免許証などの写真付き本人確認書

イ. 落札者が法人の場合、法人の商業登記簿抄本及び法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証などの写真付き本人確認書の写し

3. 落札者ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や物品の引き渡しを受ける場合は『5 代理人が落札後の手続きを行う場合』を参照ください。

4. 物品の引き渡し及び権利移転について

1. 鹿児島市交通局の案内にしたがい、物品の引き渡しを受けてください。
2. 売却決定後、鹿児島市交通局が買受代金の納付を確認した後に引き渡しを受けることが可能となります。
3. 登録や名義変更などを行う必要がある財産については、引き渡し後、速やかに登録や名義変更の手続きを行ってください。
なお、権利移転に必要な費用は買受人の負担となります。
4. 買受代金納付時に物品の引き渡しを受けない場合、「保管依頼書」及び鹿児島市交通局が落札者へ送信した電子メールを印刷したものを提出してください。
なお、保管費用が必要な場合は落札者の負担となります。
5. 送付による物品の引き渡しを希望される場合、「送付依頼書」及び鹿児島市交通局が落札者へ送信した電子メールを印刷したものを提出してください。
なお、送付費用は落札者の負担となります。
また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産は送付による引き渡しはできない場合があります。
あらかじめ物品詳細画面をご確認ください。
6. 引き渡し場所は、原則として鹿児島市交通局の事務室内となります。
7. 詳細は、落札後にいただく電話などで説明します。

5. 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者ご本人が買受代金の納付や物品の引き渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

代理人が手続きを行う場合、次の書類を提出してください。

1. 委任状
2. 落札者本人の印鑑証明書
3. 鹿児島市交通局が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの

なお、代理人が鹿児島市交通局に来局する場合は、マイナンバーカード、運転免許証など、ご本人の写真が添付されている書面をお持ちください。

免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所地を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書をお持ちください。

(注意) 落札者が法人の場合、その法人の従業員の方が買受代金の納付又は物品の引き渡しを受ける場合も、その従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。